



大洲市商店街街路灯撤去事業補助金



令和5年6月30日

市内の商店街内に設置してある街路灯について、老朽化などにより維持管理が困難となっている街路灯の撤去に係る費用の一部を助成します。

1. 補助対象者

- ・商店街団体

2. 補助対象事業

- ・商店街内に設置してある街路灯（支柱のみも含む）の撤去に関する事業

3. 補助対象経費

- ・街路灯の撤去（運搬、処分を含む）費（消費税及び地方消費税相当額を除く）

4. 補助金

- ・街路灯1基あたり
補助率1/2（千円未満の端数切捨て）、補助限度額5万円

5. 申請方法・お問合せ先

- ・補助金を申請しようとする方は、申請書類をそろえて下記まで提出してください。
- ・申請様式は、以下の大洲市公式ホームページからダウンロードするか、市役所商工産業課窓口でお渡しします。
- ・申請の流れと申請に必要な書類については、裏面を参照ください。

◇市ホームページ「大洲市商店街街路灯撤去事業補助金について」

URL：<https://www.city.ozu.ehime.jp/soshiki/shoukou/53924.html>

◇〒795-8601 大洲市大洲 690 番地の1

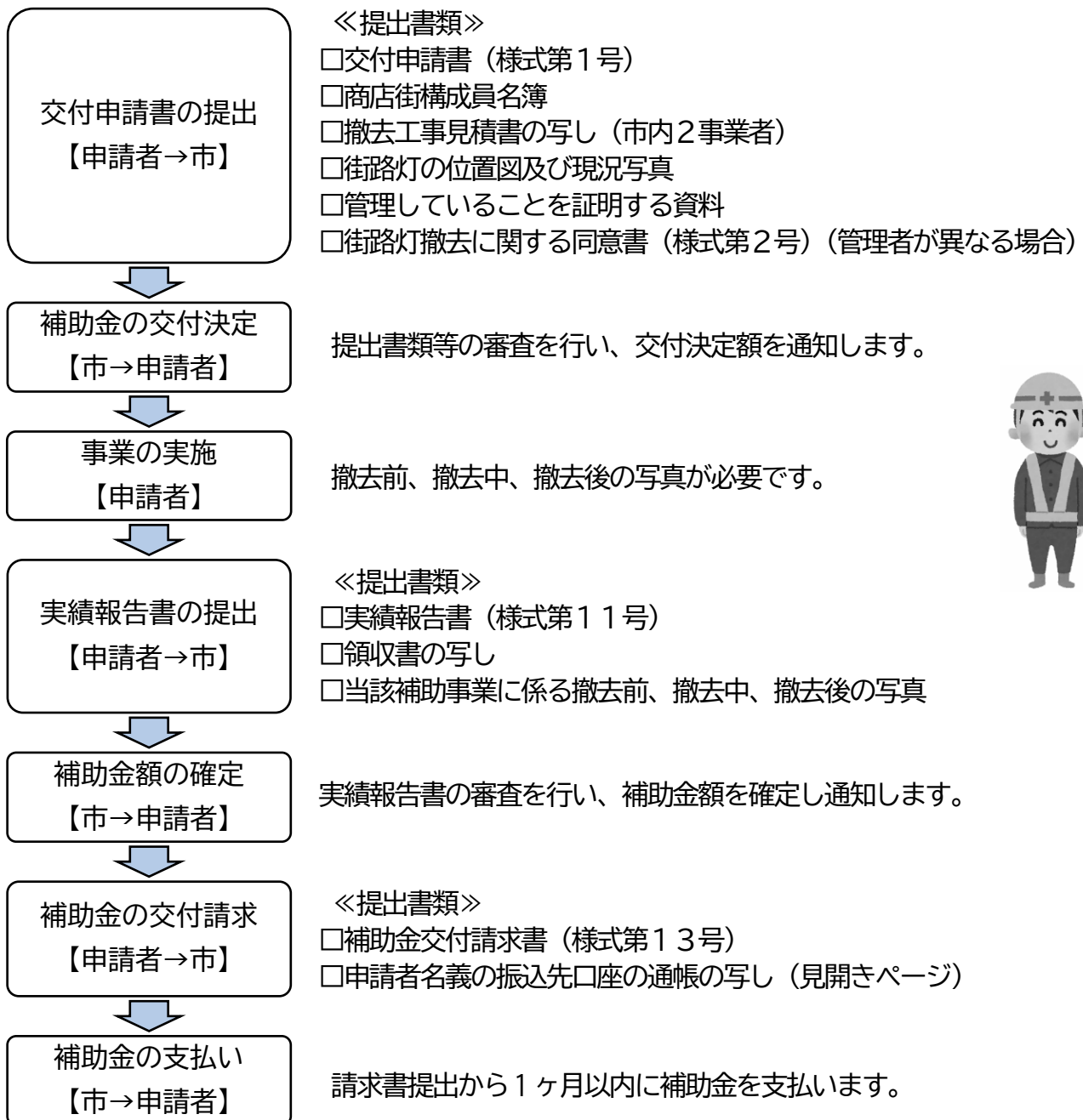
大洲市役所商工産業課 商工振興係 宛

電話番号：0893 - 24 - 1722（直通）

受付時間：8時30分～17時15分（平日のみ対応）



6. 申請の流れ



※補助金の交付決定後に、補助金の額が変更となる場合や補助対象経費の20%を超える増減がある場合などは、実績報告書の提出前に、変更承認申請書（様式第5号）、事業を中止または廃止した場合は、中止・廃止承認申請書の提出が必要となります。

注意事項

- ・ 補助金交付決定前に工事を発注し、着手した事業や申請年度の3月31日までに工事費の支払いが完了しない事業は対象外となります。
- ・ 工事見積書は、市内2事業者からとってください。
- ・ 事業にあたっては、撤去前、撤去中、撤去後の写真が必要となりますので、発注業者と事前に調整しておいてください。
- ・ 予算額に達した時点で受付は終了します。